

1 未来に向けた区立保育園のあり方と「再整備方針」の見直しにあたって

平成24年2月の「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針（以下、「再整備方針」という）」の策定以降、未就学児の人口や保育施設数の増加、国の保育施策の動向の変化等、区の保育施策や区立保育園を取り巻く社会情勢は、多岐に渡って、大きく変化している。現在、「再整備方針」に基づき10園を5園（うち4園は拠点園）に整備する計画を進めているが、老朽化の進む区立保育園（築35年以上）を計画的に役割が担える施設に更新するには、代替地（保育施設整備の適地）や閉園時の転園先の確保が課題となっており、再整備の手法についても、一部、検討の必要性が生じている。

今後、社会情勢等の変化を踏まえた公設の児童福祉施設としての事業を区立保育園が重点的に展開するには、再整備を計画的に実施し、限られた財源や人員を効率的かつ効果的に活用しなければならない。幼児教育の無償化や都から児童相談所の移管を見据え、これまでの区議会や昨年度の子ども・子育て会議部会における議論（参考：「区立保育園のあり方検討部会報告書（平成30年3月策定）」）を踏まえて、今年度、区で「再整備方針」を見直し、地域における区立保育園の事業展開や具体的な事業内容、区立保育園の再整備の進め方について、「区立保育園の今後のあり方（案）」として新たに定める。

2 保育施策の取組みにおける課題

(1) 保育施設の急増による保育の質の維持・向上

保育施設への巡回指導相談を実施してきたが、保育施設が急増しており、今後、児童相談所の区への移管に伴い対象施設が大幅に増加することも見込まれる。すべての保育施設と連携・協力し、区全体で「保育の質ガイドライン」に基づく保育の質の維持・向上に努める必要がある。

(2) 子育て家庭への支援の充実

子育ての悩みや不安を抱え込んでしまう家庭が増加しており、子育て家庭を支える周囲の環境を整える必要がある。地域の実情や利用者ニーズの現状を的確に把握した上で、既存事業をより必要とされる事業へ転換する等により、子育て家庭を支え、安心して子育てしやすい環境づくりを進める必要がある。

(3) 児童虐待や子どもの貧困などへの対応

虐待を未然に防ぐための予防的な取組みや子育て力の回復を支援する取組みを行うために、専門性や対応力を更に高め、行政機関としての組織力を発揮し、関係機関と協働・連携しながら、子育て支援を実施する必要がある。

(4) 配慮や医療的ケアを必要とする児童への対応

特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童の受け入れに関係機関と協力して進め、そのノウハウを他の保育施設と共有し広めることで、保護者の就労を支える体制づくりを推進する必要がある。

(5) 保育所保育指針の改定を踏まえた乳幼児教育の充実

平成30年4月の「保育所保育指針」の改定により、保育所保育に「幼児教育」が積極的に位置づけられたことにより、より質の高い教育・保育を提供しなければならない。関係機関がこれまで以上に連携を図りながら、地域における「子どもの育ち」に一体的に取り組む必要がある。

(6) 子どもの育ちにおける保育のセーフティネットの体制づくり

緊急保育や代替保育、地震や水害等の自然災害により一時的に保育が必要となった子どもへの臨時的な預かり等、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するという区が果たすべき公的責任において、区立保育園が「保育のセーフティネット」の仕組みを検討する必要がある。

(7) 区立保育園の老朽化への対応と計画的な再整備の実施

築35年を超える区立保育園は、40園中33園(82%)となっており、引き続き、老朽化が進む区立保育園(築35年以上)を計画的に再整備し、効率的かつ効果的な手法で着実に保育施策を推進する必要がある。しかしながら、適切な代替地(保育施設整備の適地)や閉園時の転園先の確保が課題であり、再整備対象園の絞込みがなかなか進まない現状がある。

3 未来に向けた区立保育園のあり方

(1) 未来に向けた区立保育園のあり方と方向性

保育施策の取組みにおける課題を踏まえ、「再整備方針」の「区立保育園の役割」を見直し、「未来に向けた区立保育園のあり方」と「3つの方向性」を定める。

区立保育園は、地域における身近な公設の児童福祉施設（保育所）として、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担い、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障する。

方向性①：保育の質の維持・向上に取り組む、保育・幼児教育の充実を図る。

方向性②：支援が必要な子どもや家庭へのサポートをより一層、推進する。

方向性③：在宅子育て家庭への支援を充実させることで、子育てしやすい地域づくりに取り組む。

(2) 「あり方」の実現に向けて

【考え方】

- ① すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するためには、保育施設がネットワークで繋がり、子育て家庭への支援や保育の質の維持・向上に取り組むことが重要であり、さらに「予防型施策」に重点を置き、効果的に保育施策を展開する必要がある。
- ② 区立保育園が公的なセーフティネットとしての事業を継続的に展開するには、保育施設の指導、支援、認可を行う自治体として、保育施設を直接運営し、保育スキルや専門性の向上を図りながら、保育士を育成しなければならない。また、区立保育園の職員は、区の施策を中心となって担うべき財産であり、今後は、これまで以上に、区立保育園の職員一人ひとりが公的な児童福祉施設の役割をしっかりと認識しながら取り組む必要がある。
- ③ 「保育所保育指針」の改定により、保育所保育に幼児教育が積極的に位置づけられ、乳幼児教育をさらに充実するには、これまで以上に幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の関係機関が連携を図りながら、地域における子どもの育ちに取り組む必要がある。
- ④ 高齢者や障害者、子育て家庭等が、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的・継続的なケアを提供する仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を推進しており、地区単位で相談支援体制の充実を進めている。
- ⑤ 未就学児童の増加、待機児対策による民間保育施設の急増や地域によっては民間保育施設が多く存在している等、「地域」において行政に求められる取組みは多岐にわたり、複雑化、多様化している。



- 予防型施策に、より重点をおきつつ、すべての子ども一人ひとりの育ちをきめ細やかに支えるには、これまでの「地域」単位の考え方に加え、最も身近な行政単位である「地区」ごとに、公的なセーフティネットとしての役割を担う施策を展開する必要がある。
- 今後は、未来に向けた区立保育園のあり方を踏まえ、3つの方向性により、地域・地区において公的なセーフティネットとしての役割を担うための事業を展開し、きめ細やかな保育施策を実施する。

【地域・地区における区立保育園の事業展開】

- 「地域」ごとに保育施設間のネットワークの中心としての役割や在宅子育て支援を担う「拠点園」を整備し、「地区」ごとに「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を担う事業を展開することを基本とする。
- 保育施設の配置状況や未就学児童数から「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割が担える規模、また区立保育園を設置していない地区への支援方法等を勘案し、地区内の区立保育園の配置を検討した上で、概ね築35年以上となる区立保育園の再整備を進める。

4 未来に向けて区立保育園が果たすべき役割(具体的な取組み)

子ども計画の「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現のため、今後も区立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業等が協力しあい、一体となって保育施策に取り組みながら、区立保育園は、未来に向けて主に「3つの方向性」に基づき「6つの役割」を果たすこととする。

区立保育園が果たすべき6つの役割

(1)保育の質の維持・向上

地域・地区の中心となり、すべての保育施設と連携・協力しながら、「保育の質ガイドライン」に基づき、地域全体の保育の質の維持・向上に努める。

(2)より質の高い教育・保育の提供

地域・地区における教育と保育の連携を進め、より質の高い教育・保育が提供できるよう、柔軟さを持ちながら、先進的に取り組む。

(3)支援が必要な家庭の早期発見及び対応

児童虐待の予防や早期発見・対応のため専門性や対応力を更に高め、関係機関と協働・連携しながら、早期の対応と継続的な見守り・支援を行う。

(4)配慮を必要とする子どもや保護者への支援

障害や疾病等により、特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童の受け入れを関係機関と協力して進め、そのノウハウを区内の保育施設と共有し、広めることで、保護者の就労を支える体制づくりを進める。

(5)地域子育て支援機能の充実

地域・地区の実情や子育てに関するニーズの把握に努め、子育てに関する高い専門性やノウハウを在宅子育て家庭も含めた子育て家庭全体に提供することで、地域で安心して子育てしやすい環境づくりを進める。

(6)災害時や緊急時におけるセーフティネット

特別な事情により保育を必要とする場合の緊急保育の拡充や罹災時の応急保育、他の保育施設で保育が困難になった際の支援体制づくりを行う。

具体的な取組み

- ① 地区における保育施設への支援体制の強化
- ② 「地域保育ネット(保育施設間のネットワーク)」の活動強化

- ① 質の高い乳幼児教育のための研究(新教育センターとの連携)
- ② 幼児教育・保育推進ビジョンの実践
- ③ 体系的なキャリア形成による保育の実践
- ④ 保育士人材確保と保育士のスキルアップ機会の提供

- ① 緊急保育・一時預かり保育の充実
- ② ソーシャルワーク機能の充実

- ① 障害のある子どもや配慮が必要な子どもへの支援
- ② 指定園における医療的ケアが必要な子どもの受け入れ

- ① ひろば事業の実施
- ② 既存の子育て支援事業の見直し及び充実

- ① 災害時の応急保育の実施
- ② 緊急事態への対応及び支援
- ③ 緊急保育の拡充(再掲)

5 今後の区立保育園の再整備の進め方

(1)再整備対象園の選定と整備手法

従前の「再整備方針」を踏まえ、今後、計画的に年数の経過により老朽化した区立保育園を施設更新しながら、未来に向けた区立保育園のあり方と方向性を踏まえた保育施策を推進するために、新たな再整備の手法を定める。地区内における保育施設の配置状況や未就学児童数から「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割が担える規模や区立保育園がない地区への支援方法等を総合的に勘案し、地区内の区立保育園の配置を検討した上で、概ね築35年以上となる区立保育園を対象に、再整備対象園を選定することを基本とする。

今後は、従前の「再整備方針」で定めた整備手法に加え、地区内において区立保育園の配置が必要と判断される場合は、「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づく、既存建物の長寿命化改修(※)を検討し、「内外部大規模改修方式」による整備を行う。その際は、将来経費予測を含めた費用対効果について検証した上で、より質の高い教育・保育を提供できるよう保育環境や機能等の向上を図る。ただし、長寿命化改修を検討した結果、躯体等の状況により、困難と判断される場合は、築65年を目処に改築を検討する(他機能との合築による複合化も検討)。

※築65年での改築または長寿命化改修を検討し(築45年次の中長期保全改修工事時に躯体調査を実施し、長寿命化に伴う物理的データの取得を行い、その後の社会的ニーズを含め判断)、可能な建物は長寿命化改修により、想定使用年限を越えて使う。リノベーションなど機能向上を図る場合は、将来経費予測を含めた費用対効果を重視する。

(2)区立保育園の運営にかかる財源や人員の機能転換

区立保育園においても、保育待機児童の解消に向けて、約400人の定員弾力化に取り組んできたが、今後、区立保育園の役割として、公的な「子どもの育ちのセーフティネット」の事業を重点的に展開するためには、区立保育園の計画的な再整備の実施や弾力化定員の見直し、保育定員の調整等により財源、人員を生み出し、社会情勢や区民ニーズに照らしながら、必要な体制整備を図っていかねばならない。

しかしながら、依然として待機児童の解消には至っていない現状もあり、平成32年(2020年)4月までの待機児童解消に向け、区立保育園も含めて21,584人分の保育総定員の確保を計画しているため、当面はこの計画に基づき取組みながら、次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、地域ごとの保育需要等をより細かく分析しながら、区立保育園の弾力化定員の見直しや保育定員の調整を検討する。

(3)計画的な個別計画の検討と決定

新たな個別の再整備計画については、再整備対象園の選定における基本的な考え方にに基づき、5年毎の「子ども・子育て支援事業計画」の策定の中で、保育施設の総定員数や民間保育施設等の整備計画、再整備対象園の定員等との整合性を図りながら検討し、決定する。なお、移転・統合・閉園は保育環境の変化が伴うため、原則として、計画決定時に在園する児童の卒園を待って実施する(5~6年程度の期間を要する)。そのため、統合後の保育定員や区立跡地の活用方法等は、次々期計画策定時に具体的な検討を行う。